

新

○フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則

〔昭和50年7月5日 50農蚕第3800号〕
〔植物防疫所長あて 農蚕園芸局長〕

最終改正 平成元年3月1日 元農蚕第75号

植物防疫法施行規則別表1の2の項のフィリピン共和国産マニラスーパー種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和50年7月5日農林省告示第693号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 消毒施設

告示4の生産地における消毒のための蒸熱処理施設は、次の条件を満足しているものとする。

- (1) 自記記録式の温湿度計が設備されていること。
- (2) 自記記録式温湿度計の温度の測定装置は、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度（ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心温度）並びに蒸熱処理施設内の空間温度を測定できるものであること。
- (3) 自記記録式温湿度計の湿度の測定装置は、蒸熱処理施設内の空間湿度を測定できるものであること。

旧

○フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則

〔昭和50年7月5日 50農蚕第3800号〕
〔植物防疫所長あて 農蚕園芸局長〕

最終改正 昭和63年11月1日 63農蚕第660号

植物防疫法施行規則別表1の2の項のフィリピン共和国産マニラスーパー種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和50年7月5日農林省告示第693号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 消毒施設

告示4の生産地における消毒のための蒸熱処理施設又はくん蒸施設は、次の条件を満足しているものとする。

(1) 蒸熱処理施設

- ア 自記記録式の温湿度計が設備されていること。
- イ 自記記録式温湿度計の温度の測定装置は、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度（ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心温度）並びに蒸熱処理施設内の空間温度を測定できるものであること。
- ウ 自記記録式温湿度計の湿度の測定装置は、蒸熱処理施設内の空間湿度を測定できるものであること。

(2) くん蒸施設

- ア くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有するものであること。
- イ くん蒸施設内のガス濃度を外部から測定できる構造であること。
- ウ くん蒸施設内のガス濃度を均一にする装置及び消毒終了後速やかにガスを排出する装置を有するものであること。
- エ エチレンダイブromaidの気化装置が設備されており、稼動状況が外部から観察できる構造であること。
- オ くん蒸施設内の温度を外部から随時測定できる装置を有するものであること。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、次のア又はイの条件を満足しているものとする。

ア 箱に収納する前に生果実を合成樹脂製のこん包材料で包み込んでいること。

イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている箱を使用すること。

(2) こん包場所

告示5の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、ミカンコミバエ又はウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みマンゴウ生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じ消毒が行われること。

3 消毒施設及びこん包場所の調査

(1) 植物防疫官は、告示4の消毒施設及び告示5の(2)のこん包場所についてそれぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。

ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2) (1)の調査は、原則として、フィリピン共和国植物防疫機関が行う日本向けマンゴウ生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

4 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示3の(3)の消毒の実施の確認は、原則として、フィリピン共和国植物防疫機関と共同して、蒸熱処理施設内に積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、次のア又はイの条件を満足しているものとする。

ア 箱に収納する前に生果実を合成樹脂製のこん包材料で包み込んでいること。

イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている箱を使用すること。

(2) こん包場所

告示5の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、ミカンコミバエ又はウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みマンゴウ生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じ消毒が行われること。

3 消毒施設及びこん包場所の調査

(1) 植物防疫官は、告示4の消毒施設及び告示5の(2)のこん包場所についてそれぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。

ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2) (1)の調査は、原則として、フィリピン共和国植物防疫機関が行う日本向けマンゴウ生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

なお、くん蒸施設の場合の気密性の確認は、当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その平均測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うものとする。

4 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示3の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、フィリピン共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

中心（ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心）が飽和蒸気により46.0度に達した後、その温度以上で10分間保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であつたこと等を確認して行うものとする。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示3の(3)の検査の確認は、原則として、マンゴウ生果実のこん数の5パーセント以上についてフィリピン共和国植物防疫機関が行う検査に立会い、有害動物又は有害植物、特にミバエ類がないことを確認することをもつて行うものとする。

イ アの検査の確認の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付着した原因についてフィリピン共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないものとする。

ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより有害動物又は有害植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区	分	確認者氏名 ㊤	3センチメートル
消毒確認	月 日 時		
検査確認	月 日 時		
10センチメートル			

ア 蒸熱処理の場合は、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心（ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心）が飽和蒸気により46.0度に達した後、その温度以上で10分間保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であつたこと等を確認すること。

イ くん蒸の場合は、告示4の(2)に定められた葉量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

また、1回に処理するマンゴウ生果実の量が、くん蒸施設の内容積の50パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたこと及びくん蒸時間は、エチレンジイブライドが完全に気化した時から測定され、かつ、くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示3の(3)の検査の確認は、原則として、マンゴウ生果実のこん数の5パーセント以上についてフィリピン共和国植物防疫機関が行う検査に立会い、有害動物又は有害植物、特にミバエ類がないことを確認することをもつて行うものとする。

イ アの検査の確認の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付着した原因についてフィリピン共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないものとする。

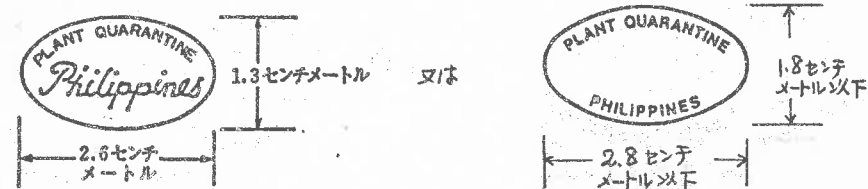
ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより有害動物又は有害植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区	分	確認者氏名 ㊤	3センチメートル
消毒確認	月 日 時		
検査確認	月 日 時		
10センチメートル			

5 表 示

告示6の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

生果実の表示



こん包の表示



6 輸入検査の場所

輸入検査は、次に掲げる港又は飛行場（以下「輸入港」という。）の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。

- (1) 港：京浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港、那覇港
- (2) 飛行場：新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪空港、福岡空港、那覇空港

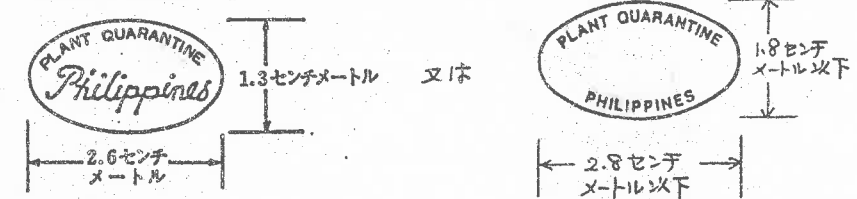
7 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(3)の封印がなされていない場合、告示6の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (1)及び(2)以外の輸入検査の手続き及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。
- (4) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。
 - ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
 - イ ミバエ類が付着した原因についてフィリピン共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

5 表 示

告示6の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

生果実の表示



こん包の表示



6 輸入検査の場所

輸入検査は、次に掲げる港又は飛行場（以下「輸入港」という。）の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。

- (1) 港：京浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港、那覇港
- (2) 飛行場：新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪空港、福岡空港、那覇空港

7 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(3)の封印がなされていない場合、告示6の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (1)及び(2)以外の輸入検査の手続き及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。
- (4) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。
 - ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
 - イ ミバエ類が付着した原因についてフィリピン共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。